

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人真光会 行動計画

男女を問わずワークライフバランスの取れた働き方ができる職場環境を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2026年3月31日までの2年間
(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
2. 内容

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

(目標1) 男性職員の子育てに関する各種制度の利用促進を行う。

2024年4月～ 職員へ制度の周知を行う。

育児休業、子の看護休暇、配偶者出産時休暇

保育所・学校行事等休暇(子育て目的休暇)

取得促進のパンフレット等を作成し、該当職員へ配布する。

2024年10月～ 取得状況の把握を行い、取得しやすい職場環境づくりを推進する。

女性活躍推進法に基づく行動計画

(目標1) 全職員の時間外労働時間を月15時間以内とする。

毎年度4月 労働時間の実態の把握(業務量の偏り・属人性の有無)

2024年4月～ 各部門が生産性向上、ICT等の活用による計画を策定する。

2024年10月～ 半期の実態把握と分析(半期毎に行う)

【女性の活躍の状況に関する情報公表】

労働者に占める女性労働者の割合・・・72% (令和6年2月1日現在)

【女性の活躍の状況に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・・・・・・50% (令和6年2月1日現在)

公表日：令和6年4月1日